

日行連発第1284号
令和6年1月18日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

令和6年能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取扱いについて
(再周知)

標題の件につきまして、今般、国土交通省より、令和6年能登半島地震の災害状況を鑑み、自動車の登録に関する特例の取扱いについて別添のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

なお、令和6年1月12日付で発信しました日行連発第1244号「令和6年能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取扱いについて（周知）」については廃止となりますので、併せてお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても会員への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【別添】

- ・ 令和6年能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取扱いについて
(令和6年1月11日付・国自情第276号の2)
- ・ 運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて
(令和6年1月11日付・国自情第276号)
- ・ 官報特別号外第4号（国交省抜粋）

以上